

第5号議案

彩の国いきがい大学熊谷学園校友会連絡協議会規約（改正案）

改正のねらい

- 1、役員に事務局次長を新設：現存する事務局長補佐人を事務局次長とし役職を明確化する。
- 2、役員任期の明確化：現行規約第7条の役員の任期は、第9条ですべて2年としている。
これを現状にあわせ各役員の任期を明確化する。
- 3、附則に改正点の明確化：現行附則では改正点が不明確、これを明確化する。

改正 平成25年5月16日

| 現 行 | 改 正 案 | 理 由 |
|---|---|--|
| (役員) 第6条 熊連協に次の役員を置く。 1) 会長 1名 2) 副会長 若干名 3) 理事 若干名 4) 代議員 若干名 5) 事務局長 1名 6) 会計 2名 7) 監事 2名 | (役員) 第6条 熊連協に次の役員を置く。 1) 会長 1名 2) 副会長 若干名 3) 理事 若干名 4) 代議員 若干名 5) 事務局長 1名 6) 事務局次長 1名 7) 会計 2名 8) 監事 2名 | 6) 事務局長の補佐として事務局次長を設ける。以下項を下げる。 |
| (役員の選出方法) 第7条 熊連協の役員は、次のように選出する。 4) 事務局長及び会計は、会長が指名し総会の承認を得る | (役員の選出方法) 4) 事務局長、 事務局次長 及び会計は、会長が指名し総会の承認を得る。 | 4)項に 事務局次長 を追加 |
| (役員の職務) 第8条 役員の職務は、次のとおりとする。 1) (略) ↓ 7) (略) | (役員の職務) 第8条 役員の職務は、次のとおりとする。 6) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。 | 6) 項を設け、事務局長の職務を記し、現行6)を 7) 項に、現行7) 項を 8) 項とする。 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>(役員の任期)</p> <p>第9条 役員の任期は2年とする。 ただし、再任を妨げない。</p> <p>2) 補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。</p> | <p>(役員の任期)</p> <p>第9条 <u>役員の任期は次のとおりとする。</u>ただし再任を妨げない。</p> <p>1) <u>会長、副会長、会計及び監事の任期は2年とする。</u></p> <p>2) <u>理事及び代議員の任期は、選出された期またはクラブで定めた任期とする。</u></p> <p>3) <u>事務局長及び事務局次長の任期は1年とし、事務局次長は任期満了後は事務局長となる。</u></p> <p>4) 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> | <p>2) 現行規定では、第6条の役員の任期をすべて2年と規定している。現在では理事及び代議員は、選出された期またはクラブで定めた任期となっているので、第6条と第9条との整合性に欠けている。そこで改正案どおりとした。</p> <p>3) 事務局長及び事務局次長の任期を明確にした。</p> |
| | <p>(附則)</p> <p><u>平成25年5月16日から適用する。(第6条第6項に事務局次長を追加し、現行第6項、第7項をそれぞれ第7項、第8項とした。第7条第4項に事務局次長を追加。第8条第6項に事務局次長の職務を記し、現行第6項及び第7項をそれぞれ第7項及び第8項とした。第9条を全面的に見直し第1項、第2項、第3項をそれぞれ新設し、現行第2項を第4項とした。)</u></p> | |